

# 真庭市農業委員会だより「豊かな大地」第2号

編集・発行 真庭市農業委員会 真庭市久世2928 電話(0867)42-1676 FAX(0867)42-1048 E-mail nohgyoh@city.maniwa.lg.jp

会長 あいさつ

真庭市農業委員会

会長 矢谷先生



春の息吹を感じる頃となり、日頃は農業委員会活動に、対しご理解とご協力を頂き、有難うございます。昨年十二月に改正農地法が施行されました。農地法が施行されたことについて周知を図って参りたいと思っております。

今、耕作放棄地や担い手不足などが問題となる中、本年二月には市長に對し、建設を行つたところであること、今後の市政に生かされることを望んでおります。農業経営者の活力が立つこと、必要であると考えます。今年も、農業がやります。魅力のある産業となり、と目指し、農業委員会として、丸となし、取組んでいきます。お願いいたします。

## 農地制度が大きく変わりました!

### 改正農地法が昨年十二月に施行されました。

農地法、農業経営基盤強化促進法等の農地に関する法律が改正され、昨年十二月十五日に施行されました。農地の所有から利用への転換を図るものであり、耕作目的での農地の貸し借りが従来より規制が強化され、さらには、耕作放棄地対策をはじめ、農業委員会の果たす役割と責任も極めて重くなつています。

次に、主な変更点についてお知らせしたいと思います(詳しくは農業委員会事務局までお問合せください)。

農地の貸借期間が五十年まで設定可能になりました。

たとえば、収穫が安定するまで長期間を要する作物の場合には、従来は二十年までであった貸借期間を、最長で五十年まで設定できるようにになりました。

共有農地の貸借が、共有持分の二分の一超の同意で可能になりました。

従来は、共有者全員の同意が必要でしたが、設定期間が五年を超えない場合などについては、共有持分の二分の一超の同意があれば、利用権の設定が可能になりました。

標準小作料が廃止され、賃借料の情報を提供することになりました。

従来、地区ごとに定めていた下限面積(北房地区であれば全域十アールなど)が法律の施行に伴い、真庭市全域が原則面積である五十アールになり、別段の面積を定めようとする場合、面積を設定する必要がありませんでした。真庭市農業委員会は、新たな地区ごとの下限面積を設定しました。従来とは、面積が変更された地区もありませんので、申請の際にはご注意ください(真庭市HPでも情報を提供しております)。

賃借料平均額(田・10a/年) 2008年1月～12月

| 地区名      | 平均額    | 最高額     | 最低額    |
|----------|--------|---------|--------|
| 北房・落合・久世 | 9,778円 | 13,000円 | 5,000円 |
| 勝山・美甘・湯原 | 9,147円 | 14,000円 | 5,000円 |
| 中和・八東・川上 | 9,761円 | 13,000円 | 5,000円 |

相続などで農地を取得した場合、農業委員会の届出が必要になりました。

相続などで農地法の許可を要せずに農地の権利を取得した場合に、農業委員会へその旨を届け出ることが必要になりました。届けをしなかつたり、虚偽の届出を行った場合の罰則が設けられました。

全ての耕作放棄地が指導の対象になりました。

全ての耕作放棄地が法的措置の対象になり、農業委員会が、毎年、農地の利用状況等の調査を実施することとなりました。

今後は、必要があると認められる場合には、農業委員会が、所有者への指導、利用計画の提出、勧告などを行うこととなります。

農地の違反転用の罰則が、大幅に強化されました。

違反転用に対する罰金等が大幅に引き上げられ、違反転用及び原状回復命令違反について、

法人 一億円以下の罰金  
個人 三百万円以下の罰金  
又は三年以下の懲役  
になりました。



農業施策・農地制度等勉強会の実施

七月十日、全農業委員を対象に、市農林振興課担当者講師に、「農業施策・農地制度等勉強会」を実施しました。市担当者から、真庭市が行っている主要な農業振興施策等について、スライドなどを用いながら、詳しい説明を受けました。委員からは、市担当者に対して、様々な質問が活発になされ、その後、農業委員会事務局担当者が、農地法の改正を含む農地制度等について説明を行いました。



(市担当者の説明を熱心に聴く農業委員)

農業問題相談会の実施

七月十三日、十六日に、北房地区から蒜山地区まで、市内7ヶ所を会場に、「農業問題相談会」を実施しました。当日は、地区担当農業委員及び事務局職員が、農地・農業に関する相談に応じました。農地の贈与や売買については、「農地の

一住宅等への農地の転用申請手続きについて」など、計十三件の相談がありました。農地に関する問題について、農業委員会までお気軽にご相談ください。



(相談を受ける農業委員と事務局職員・蒜山会場)

農地パトロールの実施

八月三日、六日にかけて、各地区担当委員と事務局職員が、真庭市全域を対象に、許可を受けていないかどうか農地パトロールを実施しました。農地の転用をお考えの住宅等への農地を、まず農業委員会までご相談ください。



(現地の状況を確認する地区担当委員)

市長との意見交換会の実施

八月十一日、市長と農業委員との意見交換会を実施しました。当日は、3月に市長に対して行った建議に対する回答書も、会長が市長から受け取ることも、市観光部長、農林振興課長も同席いただき、意見交換を行いました。委員からは、「新規就農者への農作物の病気等の被害に対する対策・支援を」、「農産加工品のブランド化や市外消費者に対する積極的なPRを」など、様々な意見が出されました。これら委員からの意見に対して、市長は「皆様から頂いた提言に反映させては、できる限り積極的に意見や提案を頂きたい。」と述べられました。



(熱心に意見を交わす市長と農業委員)

県外からの視察の受け入れ

真庭市農業委員会に、県外から視察があり、八月六日には、高知県土佐市農業委員会、十月二十六日には、愛媛県大洲市農

業委員会、十月三十日には、広島県庄原市農業委員会がそれぞれ視察に来られ、当農業委員会とも、当農業委員会の委員と意見の交換を行いました。



(説明をする矢谷会長)



(加温ハウス施設の現地視察)

先進地視察研修会の実施

十一月六日に、先進地視察研修会を実施しました。視察先の新見市農業委員会では、その概要と取り組みについて、事務局職員から説明を受けたいを行いました。その後、元農業委員との意見交換を行いました。その後には、視察した「ヤギ牧場」の「放牧による耕作放棄地の解消」について、その「米粉」への「製造」について、それが「参考」になりました。



(ヤギ牧場きりでの従業員の方の説明)

市内各地域で頑張っている農家の方を紹介します。



長野県の農業大学の職員だった木村さん。平成19年に、奥さんの祖母が暮らす真庭市にターンで就農されました。

「栽培している水稲はすべて農薬や化学肥料は使用していません。ですが、味や品質が悪ければ消費者の方に受け入れられないと思います。味や品質を向上させ、もっと消費者の方に喜んでもらえるお米を育てていきたいです。」とお話されていました。



木村政彦さん (八束地区・蒜山中福田)

北部地域

就農3年目 (35才)

(経営内容)  
水稲 2ha  
野菜 15a など



大塚雅史さん (久世地区・榎西)

中部地域

就農6年目 (36才)

(経営内容)  
ナス 20a  
ホウレンソウ 15a  
ピーナー 14a など

兵庫県の都市計画コンサルタント会社で神戸の復興や街づくりの仕事をしてきた大塚さん。平成16年に、奥さんの実家のある真庭市にターンで就農されました。

「地域に雇用の場があり、その一つが農業であればと思います。農業が、若者の魅力ある職業として選択肢の一つになるよう頑張りたいと思います。」とお話されていました。

24年間、農協に勤められ野菜などの販売に携わっておられた西村さん。地産地消にこだわり、地元で取れるおいしい農産物を地元の人たちに届けたいとの思いから、平成13年に就農されました。

「真庭市の南部に位置する北房地域を基点に、北部の蒜山地域まで、市外から来られた方が、真庭市内で1日を過ごせるような、観光農業の一端に携われたら。」とお話されていました。



西村良一さん (北房地区・山田)

南部地域

就農9年目 (52才)

(経営内容)  
イチゴ(ハウス) 15a  
スイートコーン 80a  
水稲 1.5ha  
米の乾燥調整受託など

農業者年金は老後生活をごっさりサポート

農業者年金のメリット

- 少子・高齢時代に強い積立方式の年金!
- 終身年金で80歳までの保証付き!
- 支払った保険料は全額社会保険料控除!
- 手厚い政策支援! 保険料に国庫補助も

～農業者の方なら広くご加入いただけます～

一定の要件を満たす方に月額最高1万円、通算すると最大で216万円

公的年金ならでの税制上の優遇措置

保険料支払いによる節税効果の試算(所得税・住民税)

| 税率     | 保険料の額が               |                      |                          |
|--------|----------------------|----------------------|--------------------------|
|        | 月額2万円<br>(年額24万円)の場合 | 月額5万円<br>(年額60万円)の場合 | 月額6.7万円<br>(年額80.4万円)の場合 |
| 15%の場合 | 36,000円              | 90,000円              | 120,600円                 |
| 20%の場合 | 48,000円              | 120,000円             | 160,800円                 |
| 30%の場合 | 72,000円              | 180,000円             | 241,200円                 |

●各欄の金額が節税効果で、保険料支払い後も適用される税率に変動がないものとして試算しています。

農業者年金の試算額

| 加入年齢 | 納付期間 | 性別 | 試算額    |        |
|------|------|----|--------|--------|
|      |      |    | 保険料2万円 | 保険料3万円 |
| 20歳  | 40年  | 男性 | 91万円   | 136万円  |
|      |      | 女性 | 79万円   | 118万円  |
| 30歳  | 30年  | 男性 | 60万円   | 90万円   |
|      |      | 女性 | 52万円   | 78万円   |
| 40歳  | 20年  | 男性 | 35万円   | 53万円   |
|      |      | 女性 | 31万円   | 46万円   |
| 50歳  | 10年  | 男性 | 16万円   | 23万円   |
|      |      | 女性 | 14万円   | 20万円   |

※この試算は、65歳までの付利率が2.30%、65歳以降の予定利率が1.55%となった場合の試算です。  
付利率2.30%は農業者年金において期待される運用収益をもとに設定した率、予定利率1.55%は農林水産省告示(H21.4.1施行)により定められている率です。

老後の備えは、独立行政法人 農業者年金基金 電話(03-3502-3942)  
**農業者年金**で安心!

「担い手積立年金」は農業者年金の愛称です。  
ご存知ですか?  
**担い手積立年金**

お問い合わせは 農業委員会事務局 (TEL0867-42-1676) まで



編集後記

農業委員会だよりも第2号となり、名称が「豊かな大地」となりました。この度の農地法の改正により、農業委員会が担う役割が以前にも増して大きくなりましたが、様々な活動の内容を、少しでも皆様を知って頂ければ幸いです。(事務局)

「農業委員会だより編集委員会」

- (委員長) 柴田 博行
- (副委員長) 樋口 昌子
- 坂本 英正 小瀬 光朗 榊 勝昭
- 佐山 均 樋口 英敏

発行 週一回(毎週金曜日)  
購読料 1ヶ月(600円)年間7,200円  
購読料のお申し込みは農業委員会事務局まで

支援する農業者の方への情報提供を、本誌を通じて行いたいと考えています。ご意見やご要望をお聞かせください。お問い合わせ先は、本誌の裏面に記載されています。



「農業者の方に有利な積立方式の年金制度です。」

農業者年金は農業者のための年金です。税制面でも優遇されており、掛ける年数も金額も自分で決められ、自己積立したお金を国費で運用してもらい年金として受け取る新しい制度です。他の年金と比べても、最も優れた年金制度となっていると思います。農業者の皆様の加入を心よりお勧めします。



石原晋男 年金加入推進部長